

告 示

埼玉県告示第九百九十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年九月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川字五反田七百八十一番一の一部、七百八十九番一の一部、七百八十九番三の一部及び七百九十番四の一部）

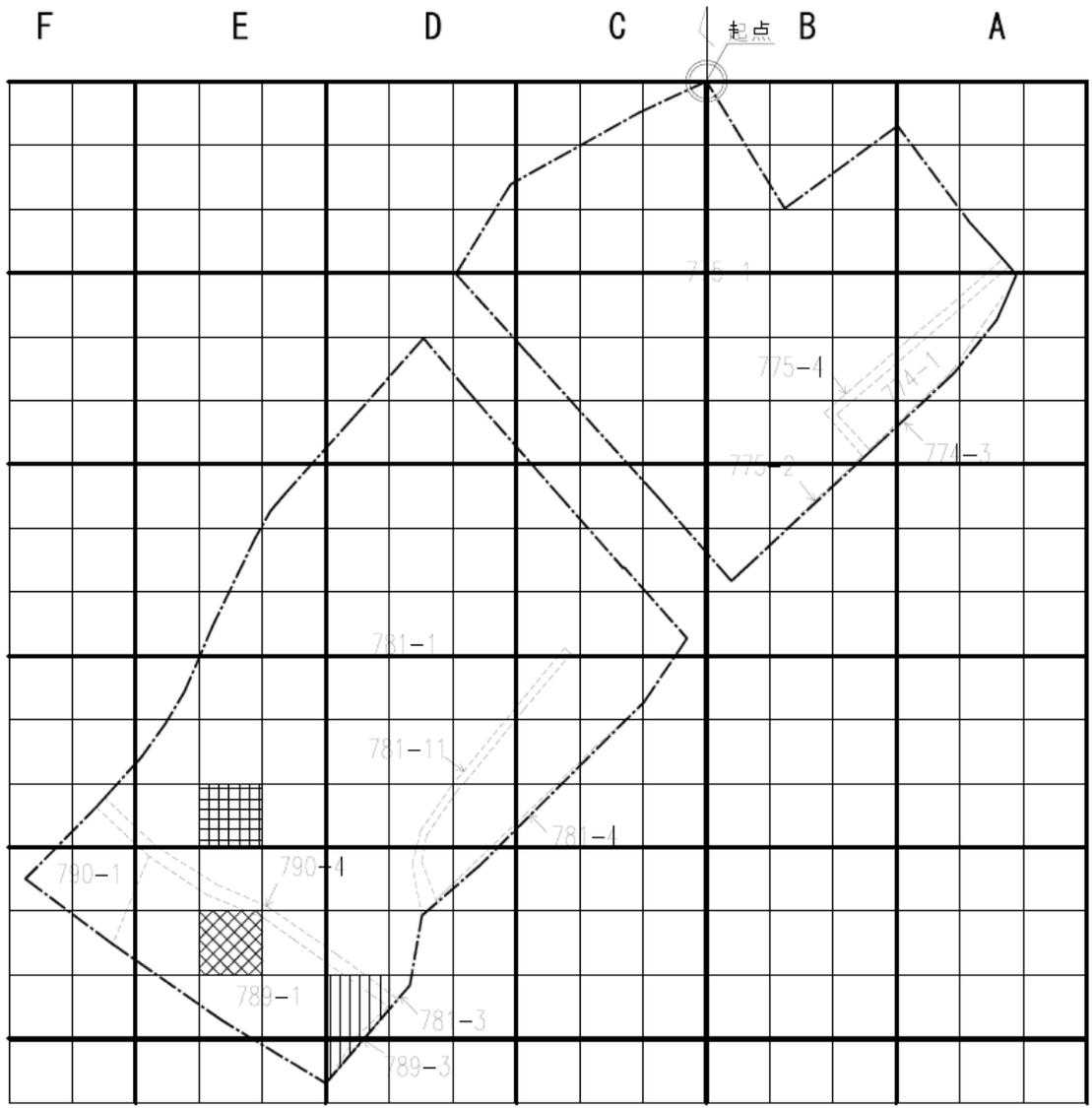
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

三 講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



1
2
3
4
5
6

起点
 起点は埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川字五反田
 775-1の最北端とする

格子の回転角度 0°

- 敷地境界
- - - 地番境界
- 単位区画 (10m格子)
- 30m格子

要措置区域に指定する区画

- テトラクロロエチレン
- トリクロロエチレン
- 1,2-ジクロロエチレン
- クロロエチレン
- テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン